

四 臨時備制度撤廃

五 公傷の場合には普通の支給を支給することに
右 歎 願書に對し会社側は即時を求め、
返答を要する

一 請負制度は現在も公平であるが、將來は尚十分
公平に取扱ふ

二 以下は全部拒絶

職工側は拒絶のため十日より二十日近い休業
状態にならざるため会社は二十日より五日間
臨時休業を行ひ此の間職工等の支給を求め
解決せしむ

二十日 会社は十二名を解雇 又昔一年に對

二十五日分支給

二十四日代表者 岩屋 竹内 の各名額

要求条件を口頭にて述べ

一 請負制度を廢止し臨時備制度となし日給
割増

二 臨時備制度廢止

三 公傷の場合には金額支給

四 争議中の日給金額支給

五 解雇者復職

会社側は即時右要求を全部拒絶

二十日より就業する者ならん争議の解決

二十日より就業する者ならん争議の解決